

短期入所生活介護事業所第2清鈴園
介護予防短期入所生活介護事業所第2清鈴園
介護サービス費の利用者負担金額の内容

概算

1、ご利用料の計算方法

1ヶ月のご利用料は次のように計算します。

$$1 \text{ ヶ月ご利用料金} = \text{介護サービス費} + \text{食費} + \text{滞在費} + \text{その他}$$

2、介護サービス費 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉 事業所番号(3472700180)

1日あたりの介護サービス分の料金(介護保険では「施設サービス費」と言います)は、下記の様に要介護度別に定められています。廿日市市は1単位10.17円になります。

要支援1	451 単位	要介護1	603 単位	要介護3	745 単位
要支援2	561 単位	要介護2	672 単位	要介護4	815 単位
				要介護5	884 単位

3、介護サービス費の加算

次のような加算があり、加算分は施設サービス費に加えて計算されます。

・ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 全員に加算

< 18 単位 (183 円) >

当事業所では介護福祉士を基準数より多く配置しています。その体制に伴う加算です。

・ 夜勤職員配置加算(Ⅰ) 全員に加算(要支援の方を除く)

< 13 単位 (132 円) >

当事業所では夜勤帯(16時半から翌朝9時半)の職員が基準より手厚く配置されています。その体制に伴う加算です。

・ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)

主治医意見書の「認知症の日常生活自立度」がⅢ以上の方のみが対象となります。

< 4 単位 (40 円) >

該当する場合はお知らせいたします。

該当者の増減により算定可能な月と不可能な月が発生する可能性があります。

・ 送迎加算

< 184 単位 (1871 円) >

当施設の送迎車両を利用された場合の加算です。

・ 緊急短期入所受入加算

< 90 単位 (915 円) >

居宅サービス計画に位置付けられていない、緊急にショートステイを利用する必要があると担当ケアマネージャーが認めた場合に7日を限度として加算されます。

・ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 全員に加算

< 利用総単位数に 14.0% 上乘せ >

介護職員の処遇改善の為に当事業所が取り組みを進めている事に対して加算されます。

・ 生産性向上推進体制加算 全員に加算

< 10 単位 (101 円) >

例 2泊3日を送迎なしで利用された場合(認知症専門ケア加算・緊急短期入所受入加算のない場合)
 施設サービス費 + 各加算 ⇒ 処遇改善加算と特定処遇改善加算を乗じた上での自己負担

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1,704 円	3,272 円	4,904 円
要支援2	2,024 円	4,038 円	6,052 円
要介護1	2,215 円	4,420 円	6,625 円
要介護2	2,455 円	4,900 円	7,345 円
要介護3	2,709 円	5,408 円	8,107 円
要介護4	2,953 円	5,895 円	8,838 円
要介護5	3,192 円	6,375 円	9,557 円

送迎加算	1割負担	2割負担	3割負担
往復で計算	427 円	853 円	1280 円

4、食費と滞在費

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方と、お持ちでない方で金額が変わります。それぞれの内訳は下記のとおりです。下記の1～3段階に該当し、手続きがお済みでない方については、各市区町にご確認ください。月途中の申請でも月初から適応になります。

第4段階	市町村民税課税世帯に属する方
第1～3段階	市町村民税非課税世帯の方で、貯蓄額が一定以下の方が該当になります。市町などの保険者にご確認下さい。

介護保険 負担限度額 認定証			一日の 食費負担額	一日の滞在費 負担額	2泊3日の 食費と滞在費
			なし	第4段階	1,580 円
あり		第3段階②	1,300 円	430 円	4,547 円
		第3段階①	1,000 円	430 円	4,223 円
		第2段階	600 円	430 円	3,090 円
		第1段階	300 円	0 円	900 円

次ページの例より

・基本的な食費の計算方法について
 基本的に食事回数の合計で計算されます

・滞在費の計算方法について
 各段階の一日の負担額に利用日数をかけたものとなります

	第4段階の方	第1～3段階の方
朝食単価	460 円	421 円
昼食単価	560 円	512 円
夕食単価	560 円	512 円

第4段階の方

例 2泊3日のご利用期間で、初日の午前中來所され、最終日の夕方退所された場合

			初日	2日目	最終日		
朝食	460	円	×	○	○		
昼食	560	円	○	○	○		
夕食	560	円	○	○	×	合計	
一日の合計金額			1,120	1,580	1,020	3,720	円

滞在費	915	915	915	2,745	円
-----	-----	-----	-----	-------	---

第1～3段階の方

一日の食事回数による金額と負担限度額を勘案して計算されます

介護保険からの給付(補足給付といいます)の考え方

一日の食費の合計が、各段階ごとに設定してある一日の限度額以上負担が発生した場合(下記表例2日目のように三食を食べられた場合)は、超えたもの(1445円から3段階②の方は上限の1300円を引いた145円)が介護保険から補足給付されます。限度額を越えない場合は、所定の金額を払って頂く事となります。(下記表例初日の昼食と夕食→1074円、最終日のように朝食のみの場合→371円)

例 1 2泊3日のご利用期間で、初日の午前中來所され、最終日の昼前に退所された場合(3段階②の方の場合)

			初日	2日目	最終日		
朝食	421	円	×	○	○		
昼食	512	円	○	○	×		
夕食	512	円	○	○	×		
一日の合計金額			1,024円	1,445円	421円		
実際の自己負担額			1,024円	1,300円	421円	2,745円	

例 3 2泊3日のご利用期間で、初日の午前中来所され、最終日の夕方退所された場合

第3段階②の方

	初日	2日目	最終日	合計
食費	1,024	1,300	933	3,257 円
滞在費	430	430	430	1,290 円
				4,547 円

第3段階①の方

	初日	2日目	最終日	合計
食費	1,000	1,000	933	2,933 円
滞在費	430	430	430	1,290 円
				4,223 円

第2段階の方

	初日	2日目	最終日	合計
食費	600	600	600	1,800 円
滞在費	430	430	430	1,290 円
				3,090 円

第1段階の方

	初日	2日目	最終日	合計
食費	300円	300円	300円	900 円
滞在費	0円	0円	0円	0 円
				900 円

5、介護保険外サービス費

保険外のサービスを提供させていただく場合は、あらかじめご連絡いたします。

その他、皆様にサービス内容及び費用について合意をいただいた上でサービスを提供した場合は、費用をご負担いただきます。

原爆被爆者手帳(広島県・広島市発行)をお持ちの方

介護保険以外の食費と滞在費のみ自己負担となるため、各段階の食費及び滞在費分のみ、お支払頂きます。